

視点

福島県医療勤務環境改善支援センターの開設について



福島県医師会常任理事

有 我 由紀夫

平成27年4月1日より福島県及び福島労働局の委託を受け、福島県医師会内に福島県医療勤務環境改善支援センターを開設します。働きやすさの確保のための環境整備、職員の医療勤務環境改善に関する労務管理部分や経営に関するマネジメント部分に関しましてのご相談・ご質問等に関しまして、ご活用いただければと存じます。

1. センター開設の背景等

医療機関の医療勤務環境については、少子高齢化、医療ニーズの多様化に加え、診療科や地域による医師の偏在等を背景として医療機関による医療スタッフの確保が困難な状況にあり大変厳しいものとなっています。

また、入院、救急患者への対応や、心身の緊張を伴う長時間労働等の厳しい勤務環境にあり、医療の質、医療安全、地域医療の確保のためにも医療分野の勤務環境の改善による医師や看護職等が健康で安心して働くことができる環境整備が喫緊の課題となっています。

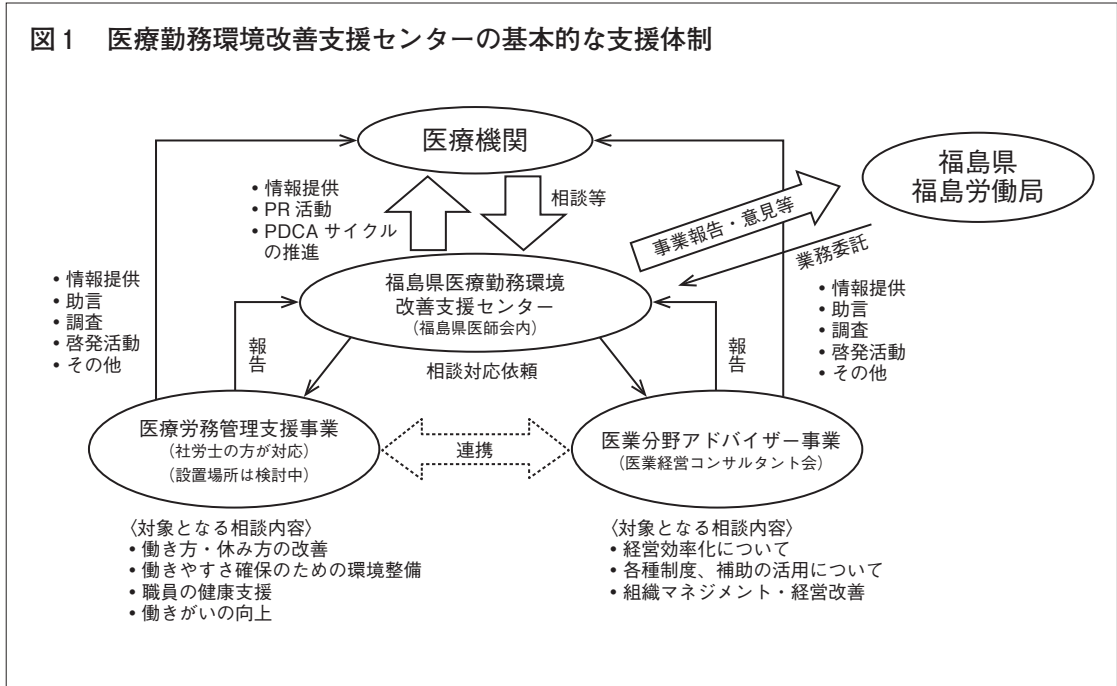
更に、団塊の世代が75歳以上を迎える2025年に向けた医療提供体制は、医療介護総合確保推進法による改革があり、その主な内容として、地域における質の高い医療を確保するための基盤の整備という医療機関の勤務環境改善が盛り込まれています。

このことにより、平成26年6月の医療法改正により、医療従事者の勤務環境改善システムについて法制化がなされ、平成26年10月より施行され、各医療機関の管理者は当該医療機関に勤務する医療従事者の勤務環境改善の措置を講ずるよう努めることが制度化されました。

2. 運営体制

改正医療法の規定は、医療従事者の勤務環境の改善を促進するための拠点機能を設置することとされており、福島県及び福島労働局からの委託事業として、医療勤務環境改善支援センター事業を本年4月1日より福島県医師会が受託することとなりました。(図1)

図1 医療勤務環境改善支援センターの基本的な支援体制



主な内容としては、働きやすさの確保のための環境整備や、職員の健康支援等の医療労務管理支援事業と、経営の効率化や組織マネジメント等の医業分野アドバイザー事業となっております。

3. 医療勤務環境改善マネジメントシステム

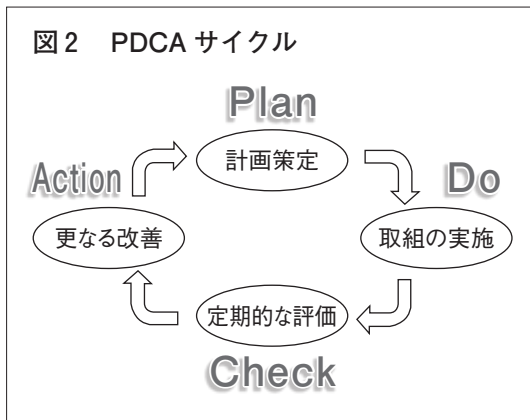
医療機関においては医療勤務環境改善のための取り組みについて、どのようにすればいいかとお考えになるかと思います。

そこで、厚生労働省が提唱している医療勤務環境改善マネジメントシステムについてお示しします。(図3)

医療勤務環境改善マネジメントシステムとは、医療スタッフの離職防止や医療安全の確保等を図るため、国における指針や、各医療機関がPDCAサイクル(図2)を活用して計画的に勤務環境改善に向けた取組を行うための仕組みのことを言います。この仕組みを活用することにより、医療スタッフの満足度の向上、患者の満足度の向上、経営の安定化に繋がると期待されています。

取組事例としては、①働き方・休み方の改善、院内保育所や休憩スペースの設置、短時間制社員制度の導入等の②働きやすさ確保のための環境整備、メンタルヘルス対策、感染症対策等の③職員の健康支援、専門職としてのキャリア形成支援、人事ローテーション等の④働きがいの向上の4つの領域における取組み例の中から医療機関が現状に応じ優先順位をつけて計画的に取り組むを進めていきます。

図2 PDCA サイクル



医療勤務環境改善を進める上での相談・ご質問等に関しまして、是非センターをご活用いただき、勤務環境改善を図っていただきたいと思います。

福島県医療勤務環境改善支援センター
〒960-8036 福島県福島市新町4番22号
福島県医師会内
電話 (024) 521-5115
FAX (024) 521-3156

図3 勤務環境改善マネジメントシステム

